

令和7年度第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議 会議録

1. 日 時 令和7年6月6日（金） ※ 書面表決実施日

2. 表決者 全17名

3. 議 案

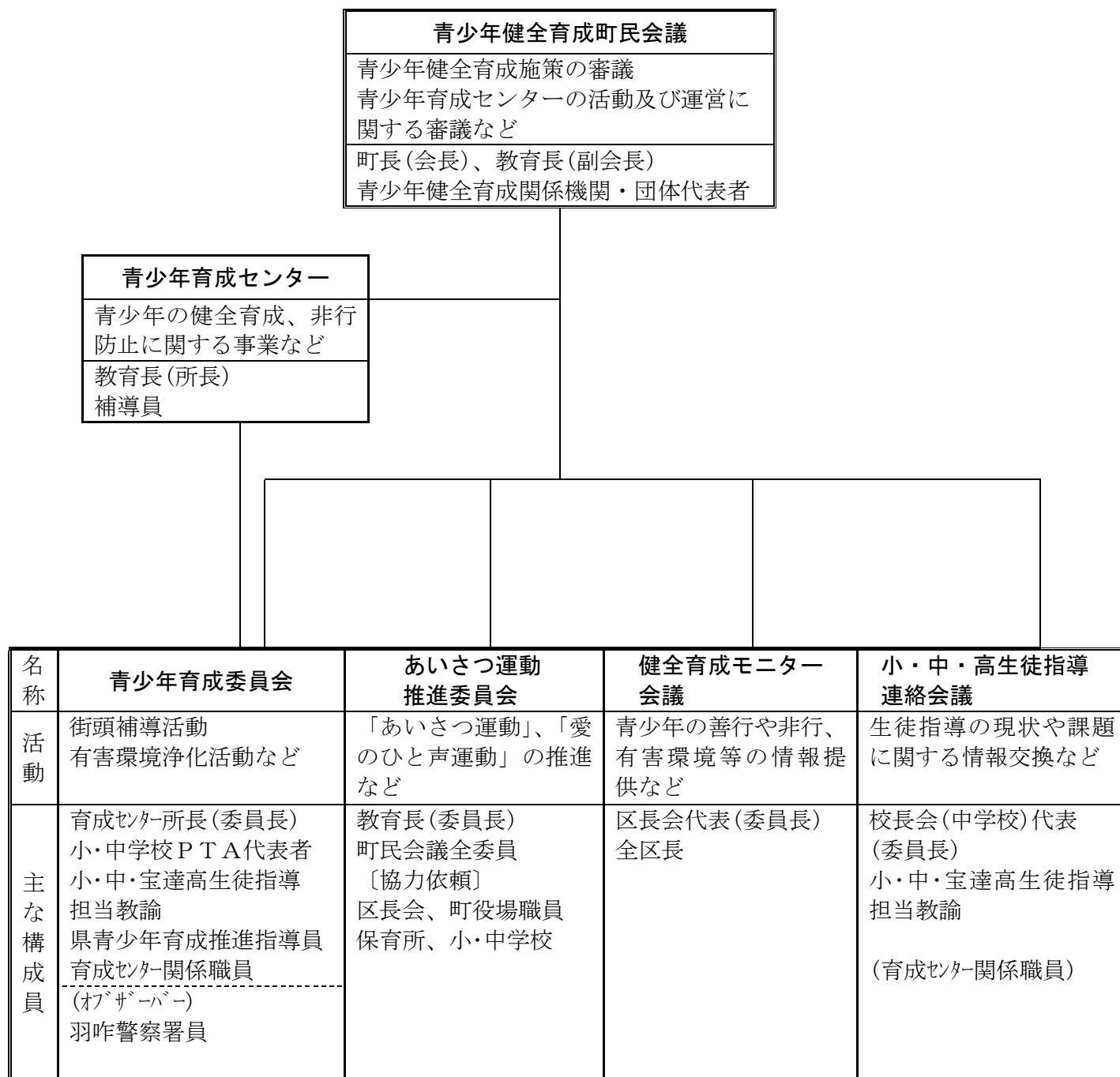
（議案1）令和7年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について （賛成17名）
．．．．承認

（議案2）令和7年度青少年育成センター事業計画（案）について （賛成17名）
．．．．承認

令和7年度
第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議
会議資料

令和7年度青少年健全育成町民会議委員名簿	1
宝達志水町青少年健全育成事業組織図	2
令和7年度役員の選任について	3
議案1 令和7年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について	4
議案2 令和7年度青少年育成センター事業計画（案）について	5
令和7年度青少年健全育成関係事業の概要	6
グッドマナーキャンペーンについて	7～12
参考資料（条例、要綱等）	

宝達志水町青少年健全育成事業関係 組 織 図



役員の選任

◇ 青少年健全育成町民会議

会 長 松 榮 忍 (町長職務代理者 副町長)

副会長 細 江 孝 (教育長)

◇ 青少年育成委員会

委員長 細 江 孝 (青少年育成センター所長)

副委員長 赤 池 大 輔 (県青少年育成推進指導員代表)

◇ あいさつ運動推進委員会

委員長 細 江 孝 (教育長)

◇ 健全育成モニター会議

委員長 桶 屋 敏 (区長会副会長)

◇ 小・中・高生徒指導連絡会議

委員長 宮 城 宏 (宝達中学校長)

議案 1

令和7年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）

実施日	事業名	内 容	委員会
4月 7日 ～ 14日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
5月中旬 書面開催	第1回青少年健全育成町民会議	令和7年度事業計画等の審議	町民会議
6月26日	第1回青少年育成委員会	令和7年度巡回指導計画等	青少年育成委員会
6月 2日 ～ 9日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
7月 1日 ～ 31日	青少年の非行・被害防止 全国強調月間	青少年の非行防止活動の実施・啓発	町民会議
9月 1日 ～ 8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
9月 1日 ～ 30日	グッドマナーキャンペーン	学校周辺・駅等での街頭指導及び巡回・啓発活動の実施	町民会議
11月 4日 ～ 11日	子ども若者育成支援強調月間	青少年健全育成活動の実施・啓発	町民会議
11月上旬	心の教育推進大会	心の教育の実践事例発表及び講演等	町民会議
11月 4日 ～ 11日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
2月中旬 書面開催	第2回青少年健全育成町民会議	令和7年度事業報告等の審議	町民会議
2月下旬	第2回青少年育成委員会	令和7年度巡回指導報告書等の審議	青少年育成委員会
その他の事業 青少年育成委員会…巡回指導			

令和7年度青少年育成センター事業計画(案)

月 日	事業名	会場
5月 中旬 25日	○第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議 ●石川県青少年育成推進指導員研修会	書面開催 県青少年総合研修センター
6月 未定 26日	石川県少年補導センター連絡協議会総会 ○第1回宝達志水町青少年育成委員会	県青少年総合研修センター さくらドーム21
7月 1日 下旬 下旬	●石川県少年補導センター所長会議 【青少年の非行・被害防止全国強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検 ○夏季休業巡回指導 ●石川県青少年健全育成羽咋郡・市ブロック会議	県青少年総合研修センター 町内 町内 羽咋市
8月	○夏季休業巡回指導	町内
9月 1日～8日 23日～25日	【グッドマナーキャンペーン】 ○グッドマナーキャンペーン重点期間 ○羽咋法事巡回指導	町内 羽咋市
10月 中旬 中旬 未定	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導 ○YOSAKOIソーラン日本海巡回指導 ●青少年携帯電話等対策講座	子浦地内 多目的グラウンド
11月	【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2月 中旬 下旬	○第2回宝達志水町青少年健全育成町民会議 ○第2回宝達志水町青少年育成委員会	書面開催 さくらドーム21
3月 上旬	●石川県青少年育成推進指導員連絡会役員会	県庁
○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。 ●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には30万円以下の罰金が科される。		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年育成推進指導員関係

令和7年度青少年健全育成関係事業の概要

1 青少年育成委員会

(1) 巡回指導及びパトロール

夏季休業、グッド・マナーキャンペーン、羽咋法事、YOSAKOI ワーラン日本海全国大会、蓮華山相撲

(2) 有害環境等浄化活動

2 あいさつ運動推進委員会

(1) あいさつ運動

① あいさつデーの実施（毎月1日）

広報車による巡回・啓発活動（学校や通学路を中心に）

② あいさつ運動強化週間の実施［年4回（4月、6月、9月、11月）］

職員：広報車による巡回・啓発活動（学校や通学路を中心に）

※ R7年度から報車による巡回は、生涯学習課職員のみで実施します。

区長：地区内での街頭指導

小・中学校：玄関や校門前等での指導（のぼり旗の設置）

保育所：玄関前での指導（のぼり旗の設置）

(2) 愛のひと声運動

愛のひと声運動強化週間の実施［年4回（4月、6月、9月、11月）］

夕方に広報車で巡回・啓発活動（駅やコンビニ等を中心に）

(3) 広報やホームページ等による啓発

3 健全育成モニター会議

健全育成モニター活動の実施

- ・ 青少年の善行や非行等の情報提供
- ・ 青少年に悪影響を及ぼす有害環境（有害図書自動販売機等）の情報提供
- ・ 青少年の地域行事への参加促進

4 小・中・高生徒指導連絡会議

小・中・高校の生徒指導担当教諭による情報交換

- ・ 夏季・冬季休業中の指導事項等

令和7年度グッドマナーキャンペーン実施要項

1 趣 旨

町内の小学校、中学校、高等学校、青少年の健全育成に関わるすべての団体が連携・協力して、青少年に公共マナーなどを呼びかけるキャンペーンを実施し、本町青少年の公共マナーや交通ルールに対する規範意識の向上を図る。

また、本キャンペーンの実施により、青少年健全育成活動の輪を広げ、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運を高める。

2 事業主体

宝達志水町青少年健全育成町民会議

3 期 間

令和7年9月1日（月）～8日（月）6日間（土・日を除く）

4 時 間

午前7時10分～7時40分（児童・生徒の登校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

午後4時00分～5時00分（児童・生徒の下校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

5 場 所

小・中学校周辺の交差点や駅等 10か所（別紙「街頭指導分担表」参照）

6 参加者（団体）

青少年健全育成町民会議、区長会、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、社会教育委員、スポーツ協会、文化協会、商工会、交通安全協会、県青少年育成推進指導員、石川県退職女性校長会、小・中・高等学校の児童・生徒及び教職員、PTA連合会など

7 声かけの対象

町内小学校の児童、中学校・高等学校の生徒など

8 活動内容

各場所で状況に応じて、あいさつや声かけをする。

<交通ルールに関する声かけ>

- ・自転車の2人乗りや傘差し運転をしない
- ・自転車に乗って携帯電話を使用しない

- ・自転車は夜間の点灯をする
- ・自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する（小・中学生）
- ・信号を守る
- ・横断歩道を渡る

<駅などでのマナーに関する声かけ>

- ・地面や床に座らない、たむろしない
- ・大声で携帯電話を使用しない
- ・ゴミを捨てない

その他、次のとおりキャンペーンの周知を図る。

- ・小学校の児童、中学校・高等学校の生徒（保護者）に啓発チラシを配布する。
- ・学校や街頭指導場所にのぼり旗を設置する。
- ・ホームページやケーブルテレビを活用する。

9 その他

- ・街頭指導の際は、腕章を着用する。（PTA、交通安全協会などを除く。）
- ・荒天の場合も街頭指導を実施する。
- ・期間中に万が一事故が発生した場合は、速やかに町民会議事務局へ連絡する。

10 お問い合わせ先

宝達志水町青少年健全育成町民会議事務局
（宝達志水町教育委員会生涯学習課内）

TEL 29-8320 FAX 29-2333

★重点目標★

- ・気持ちのよい挨拶をしよう！
- ・信号のない横断歩道では、歩行者優先の思いやりのある運転をしよう！
- ・相手を大切にした発言、発信を心がけよう！

おはよう
ございます！

ありがとう
ございます！

●公共マナー等

- ・気持ちのよい挨拶をしましょう。
- ・相手を大切にした発言、発信を心がけましょう。
- ・新しい生活様式として、咳エチケットを心がけましょう。
- ・割り込み乗車はやめましょう。
- ・混んでいる時は、荷物をひざの上か網棚におきましょう。
また、リュックは背負わず前に抱えるようにしましょう。
- ・バスや電車の中で大声を出すのはやめましょう。
- ・地面や床に座ったり、たむろしたりするのはやめましょう。
- ・道路等にごみを捨てるのはやめましょう。等

●交通ルール

<歩行者>

- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・右側通行をしましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第1項
- ・歩道を通りましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第2項
- ・横断歩道を渡りましょう。
→【横断の方法】道路交通法第12条第1項

<自転車>

- ・携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転するのはやめましょう。
- ・イヤホンなどで音楽等を聴きながら運転するのはやめましょう。
→【安全運転の義務】道路交通法第70条、【運転者の遵守事項】道路交通法第71条第6号
【運転者の遵守事項】石川県道路交通法施行細則第12条第5号、11号、12号
- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・一列で走りましょう。
→【軽車両の並進の禁止】道路交通法第19条
- ・交差点では一時停止しましょう。
→【指定場所における一時停止】道路交通法第43条
- ・迷惑駐輪はやめましょう。
→【停車及び駐車を禁止する場所】道路交通法第44条、【駐車を禁止する場所】道路交通法第45条
- ・夜間はライトをつけましょう。
→【車両等の灯火】道路交通法第52条第1項、
【道路にある場合の灯火】道路交通法施行令第18条第1項第5号、
【軽車両の灯火】石川県道路交通法施行細則第9条第1項
- ・二人乗りはやめましょう。
→【乗車又は積載の制限等】道路交通法第57条第2項
【軽車両の乗車又は積載の制限】石川県道路交通法施行細則第10条の2第1号
- ・傘さし運転はやめましょう。
- ・ヘルメットを着用しましょう。
- ・信号のない横断歩道では、歩行者優先の思いやりのある運転をしましょう。
→【横断歩道等における歩行者等の優先】道路交通法第30条第1項

児童・生徒がマナーや
ルールを守ってよかった
と思える声かけもいい
ですね。

令和7年度グッドマナーキャンペーン 街頭指導分担表

民：民生・児童委員協議会 保：保護司会 更：更生保護女性会 社：社会教育委員 ス：スポーツ協会
文：文化協会 商：商工会 青：青少年育成推進指導員 (※)担当団体は、1名以上での街頭指導をお願いします

(実施時間) 午前7:10～7:40

		9/1(月)		9/2(火)		9/3(水)		9/4(木)		9/5(金)		9/8(月)		備考
押水地区	今浜交差点 (ファミリーマート前)	民		民		民		民		民		民		
	河原交差点 (旧国道471号) (県道229号 宝達今浜線)	ス		ス		ス		ス		ス		ス		
	松浦味噌交差点 (相見小学校近く)	更		更		更		更		更		更		
	JR宝達駅前 (西口)	商		商		商		商		商		商		
	JR免田駅前	保		保		保		保		保		保		
志雄地区	子浦北交差点 (旧北國銀行 志雄支店前)	文		文		文		文		文		文		
	末吉自転車店前 交差点	社		社		社		社		社		社		
	子浦大橋交差点 (吉野屋側)	青		青		青		青		青		青		
	樋川小学校前 交差点 (白虎山公園そば)	更		更		更		更		更		更		
	JR敷浪駅前	民		民		民		民		民		民		

【お問い合わせ】生涯学習課 担当 田上 29-8320

押水地区

松浦味噌交差点 (押水小近く)



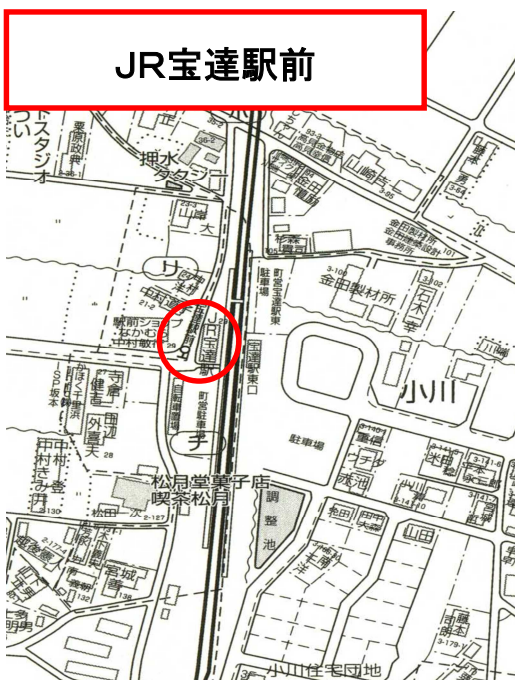
河原交差点



今浜交差点



JR宝達駅前

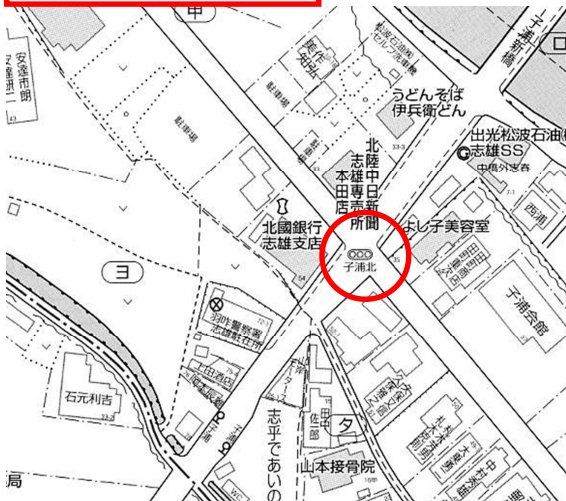


JR免田駅前

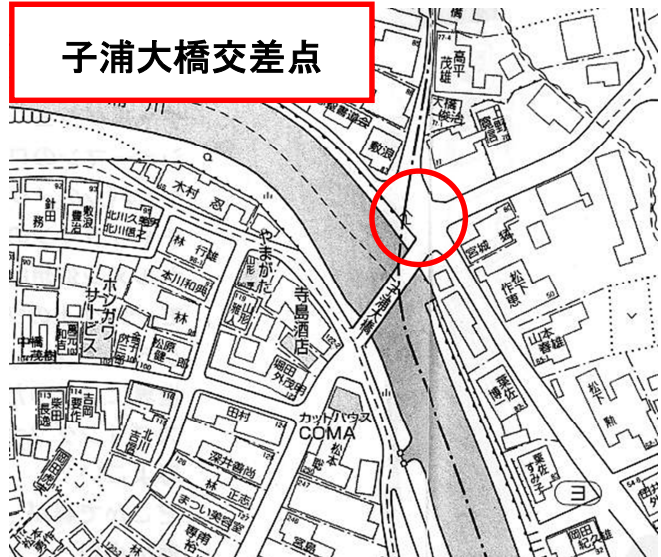


志雄地区

子浦北交差点



子浦大橋交差点



旧樋川小学校前交差点



末吉自転車店交差点



JR敷浪駅前

